

松伏町子ども・子育て支援事業計画の記載事項及び ニーズ調査票（町修正版）について

1 基本指針第三の三に定める任意記載事項について

- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

上記3点とも、町の事業計画に記載する方向で準備をしたいと考えております。ただし、(1)については、ニーズ調査の集計・分析により確保方策の明記が必要かどうかを判断することになります。

2 教育・保育提供区域の設定について

町の実情を踏まえ、町内全域を一つの区域として設定する予定でおります。ただし、地域型保育事業や放課後児童クラブ等の需要の確認のため、ニーズ調査票においては、居住地域を確認するための設問を残すものとします。

3 調査票の質問項目について

国及び県の指定する必須項目のほか、任意記載事項の記載に必要となる部分等を考慮し、事業計画策定に確実に必要となる項目を選びました。

4 調査票イメージ（国）の制度説明部分について

埼玉県の見解として、国調査票イメージ1～2ページの制度説明部分は長すぎるので、もっと簡潔にしたほうがよいとのことでした。町でも県から示された下記の例文をもとに簡潔な記載に改めました。

この調査は、幼稚園・保育所・放課後児童クラブなどの教育・保育・子育て支援を計画的に整備※するために、住民の皆さんの利用状況や利用希望を把握することを目的としています。〔この調査の回答（施設や事業の利用希望等）により、施設や事業の利用の可否を決定することはありません〕

※子ども・子育て支援法に基づく新たな制度により、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を作成します（新制度は平成27年度から実施予定）。